

〈翻訳〉

「強制」から「自発」へのパラダイム転換

——性労働概念の実践的争点——

‘강제’에서 ‘자발’로의 사고전환과 그 의미——성노동 개념의 실천적 쟁점

ムン・ウンミ

문은미 (Mun Eunmi)

李麗華 訳 / 李麗華 解題

This review is intended for translation and commentary on a treatise of ‘turning around from coercion to voluntary compliance and its meaning—a practical issue of the concept of sex work’ by Mun Eun Mi and published in *Sex Work* edited by *sex work* editorial staffs of Center for Women’s and Cultural Theory in Korea (2007).

While a controversy over whether Prostitution is a voluntary choice or a coercion has been continuously rising in Korea and Japan, the author of this treatise suggests that Prostitution should be seen as sex work in order to make a breakthrough in this dichotomous argument and Dr. Aoyama in Japan argues that there should be a middle zone between coercion and voluntary compliance. That is, these two researchers are proposing that their concepts are far more useful and practical for sex workers. Although there are some differences between the concepts, I think that these two proposals are basically an attempt to secure and raise the human right of sex workers. For this end, I am certain that it is necessary for sex workers to gain rights to life, health, and work which they have been demanding and instead of controlling, regulating, and managing Prostitution in the name of law, letting sex workers regulate it voluntarily will lead to the actual improvement of their rights.

キーワード：性売買、二分法、性労働、セックスワーカー、人権

1. 「自発的性売買」はない？

「性買防止法」の制定当時、「性買された者¹」という表現に対する論争があった。これをめぐって同法を推進した側は、「性買女性」を被害者として規定し、処罰されないようにすることで脱「性買」のための支援が受けられるということを、この法律の大きな成果であると主張した。もう一方の側は、「性買された者」として捉える立場が「性買」女性を被害者として規定するのみならず「性

買売」を行う女性たちの多様な立場を反映していないと述べ、これを通してもう一度自分を被害者としてみなさない女性、あるいは自分を被害者として立証できない女性の場合は、処罰の対象になってしまうと批判した。「性買売防止法」を推進した女性団体が「性買売」従事者たちを被害者として規定し、皆が法的救済と支援の対象になれると主張しても、同法が適用される現実では厳然として該当女性は「強制的性買売」の被害者であることを明白に立証する必要がある。そして、それができないと処罰の対象になり、犯罪者として分類される。

「性買売防止法」の制定以降、このような論争は性労働概念が登場することでより一層複雑な様相をみせている。さらに一部の「性買売」従事女性が、この仕事を自らが選択したものであり、これからも続けたいと主張し始めたことからこのような論争が公にされるようになった。この論争の重要な争点は「自発的性買売」に関するものだった。「自発的性買売」は存在するのか？ 強制と自発を分ける基準は何なのか？ 「強制的性買売」者は被害者、「自発的性買売」者は犯罪者であるのか、といった問題である。

フェミニズム陣営の内部において明示的に「自発的性買売」に対する論争があったわけではない。「性買売」に従事する女性たちを性労働者として、性労働者の労働権を保障すべきであるという声には「自発的性買売」あるいは「性買売」を選択した女性たちの選択を認めてほしいという要求が含まれている。これに対して「性買売防止法」の積極的な施行を主張する側は、自発的性買売というものは存在せず、「強制と自発を区別することは性買売の原因を性買売女性に転嫁すること」（イルダー、2006）だと反駁した。すなわち、「自発的性買売」というものは存在せず、「自発的性買売」を語ることは「強制的性買売」の別の形に過ぎないということを指摘したのである²。

その反面、「性買売防止法」が前提にしている性買売根絶論、性買売廃止主義を批判する側は、「自発的性買売」の存在を証明するために努力してきた。自らが選択したという彼女たちの存在そのものが、「性買売」を職業として認めなければならないという主張への説得力のある根拠になるわけではないが、「自発的性買売」の存在を明らかにすることが、性労働者の権利を主張する出発点であると考えたのだ³。このような脈絡で「自発的」という概念を使用しているが、これもまた強制に対する対等な概念として使用しており、「自発的」選択に関する議論においては、必ず強制された条件として監禁、暴力、人身買売、賃金搾取などの問題と共に議論され、「強制」と「自発」は終わりのない平行線上に置かれるようになった。

韓国社会における売春をめぐるこれまでの議論は「強制」論を中心に構築されてきた。このような議論において強制的選択に対する概念として消極的に議論されている「自発」的選択概念もやはり限界があるということは上述してきた通りである。したがって、「強制」中心ではなく「自発的選択」に議論を転換することがかえって売春をめぐる搾取構造の本質を明確にすることができ、これを通して性労働という概念の実践的有効性を確固たるものにすることができる。

この論文では、強制と自発をめぐる循環論理に陥らないようにしながら、「自発」的選択を中心に売春に関する議論を行いたい。韓国社会では売春に対する従来のパラダイムが「強制」中心であったとすれば、これを「自発」中心のパラダイムに転換するところに本論文の目的がある。

2. 「強制」パラダイム：現実にとらわれる。

現実の再構成：強制 / 自発の二分法

強制/自発に関する議論は強制/自発の二分法をめぐる起きているが、それは大きく二つに区別される。一つは二分法には意味がないということであり、もう一つは「現実」を考慮し強制/自発を区別する二分法が現実的に必要であるという主張である。

そうならば、ここで強制/自発を区別してはならず、売春女性はすべて「被害者」であり強制された選択をしたと捉えるべきであるという主張と、「自発的」選択を認めるべきであるという主張が言うそれぞれの「現実」は何なのかを探る必要がある。韓国では前借金の存在を通して売春女性たちの奴隷的現実が暴露された。この前借金の存在は女性たちの体が取引される現実を反映しており、前借金のため監視と監禁、暴力と不当な賃金搾取に抵抗できないということである。その後、前借金は不法な取引の結果であるため返さなくても良いという裁判上の判決があったが、そのような判決が売春女性らの搾取的現実を直ちに解決するわけではない。前借金の問題以外にも売春をめぐる受益構造が女性をより搾取的な状況に追い込んでいくという主張もある。業者との関係における低い利益配分率、仕事を休むこと自体が借金になる構造、女性たちが自由に経済活動をできないことを悪用した周辺商人たちの過酷な利潤追求の方式は、女性たちが一度売春に身をおけば絶対に抜け出せない構造を示している。

自発と強制を区別し「自発的選択」を認めるべきであるとする立場においても上記の現実についての認識は変わらない。ただそれは現実の一部にすぎず、極めて極端的な事例であるとする。また、現在売春が不法であるためそのような搾取構造がより一層可能になると主張する。売春を職業として認定すれば、自分の意思とは関係なく、とりわけ「人身買売」によって性産業に参入した女性たちに対しては、法的な保護措置を取ることができる。また、それぞれ立場の違う女性たち、すなわち貧困が理由であっても、ただ「お金と快樂のため」に職業として選択しても、それが本人の「選択」である場合は、彼女たちの選択を尊重すべきであるし、彼女たちの権利を保障しなければならない。彼女たちが言う「現実」は、人身買売によるものではなく職業として売春を選択する女性が存在するということであり、自分が「選択」した職業を外圧によってやめたくないということである。ひいては、彼女たちは売春に従事しながらも自分の尊厳と仕事に対する自負心を表現している多くの事例を紹介したりしている⁴。

前者を代業する団体がCATW (the Coalition Against Trafficking in Women) であり、後者を代表する団体がGAATW (Global Alliance Against Trafficking in Women) である。この二つの団体は各自の「現実」を基に強制/自発の二分法に対する議論を繰り広げている。

CATWを中心とする性買売廃止主義者たちの立場にとって、自発と強制を区別することはあまり意味がない。このような主張は韓国社会において馴染のある主張である。

本日この記者会見に集まった我々サバイバーたちは性買売が女性に対する暴力であると宣言する。性買売女性たちはある日突然体売ることを選択したわけではない。貧困と過去の性的虐待、我々の弱点を利用するピンブたち、そして我々の体を買って性関係を持つ男たちがそのような選択を強いたのである⁵。

彼女たちは大部分の売春従事者たちが極端に抑圧されたり搾取される条件に置かれている現実に基づ

いて、売春の合法化や「性労働」という用語に明確に反対している。売春は人権蹂躪であり女性に「死と疾病を贈る制度」(Raymond 2004, p. 1182)であり、「とりわけ有害な性不平等制度」(Farley 2004, p. 1117)であると主張する。直接的な身体暴力が介入するかどうかに関わらず、売春が女性に対する暴力の形態であると主張するのである。暴力は売春にとって「風土病」であるというのである(Weitzer 2005, p. 935)。事実上、これは売春に対する支配的な立場であり韓国社会の「性買売防止法」も同じ線上に置かれている。

このような立場の最も代表的なグループであるCATWは「女性の性を利用し経済的な利益を得ている性買売構造にいるすべての人を処罰しなければならないし、売春女性たちのあらゆる行為は非犯罪化されなければならない」と主張し、自発的売春と強制的売春を区別しようとする試みに反対している。人身買売と売春問題を区別する試みにも同じ脈絡で反対している。すなわち、「強制と自発の区別ができたら強制が明らかにならなかつたり、その証明が不可能な形態の性的搾取は合法化するだろう。さらに、明らかに強制が伴う場合のみを〈もっともらしい被害者〉として見なす」ようになると主張する。

GAATWの場合、「性買売の問題が産業化された国家と政治経済的に不安定な国家間の構造的不平等の脈絡から発生する」という点においてCATWと意見を共にするが、自発的売春と強制的売春を区別することに対しては異なる立場を持つ。GAATWは自発的売春と強制的売春を区別しなければならないし、人身買売と強制的売春を不法化するのに同意する。特に、人身買売は国境の内外で起きるし、仕事とサービスのために暴力と脅迫、借金、詐欺、その他の強制的な手段で女性を募集し移動させることに関わるあらゆる行為である。ここでいう人身買売は大体強制的売春と同じ意味で使われている。人身買売と強制的売春は明白に人権侵害であり女性に対する暴力であるが、「これに対する判断は成人の自由意思決定権を尊重する範囲で決定されなければならないこと」である(イ・ナヨン 2005, p. 52)。

「強制」パラダイム：強制/自発という二分法の罫

強制/自発の二分法に反対し自発的売春は存在しないという立場を持つCATWは、売春は定義上、性的虐待、女性に対する性暴力であり、また売春が置かれている搾取構造は本質的に売春という仕事に内在するものとして理解しなければならないと主張する。しかし、売春が定義上、女性に対する性暴力であるという主張は、単なる主張にすぎない。このような定義に同意しようがしまいが、現実の売春はなくなるのである。同意の可否によって現実に存在する売春を否定するわけにはいかないのである。

また、売春を女性に対する性暴力として定義する眼差しは、売春をジェンダーの問題のみに極限させてしまう限界に突き当たる。顧客の大部分が男性であり、売春をする者の大部分が女性であるという事実は、たとえそれが事実であっても売春が女性に対する暴力であるという定義に相応しい根拠にはならない。売春が女性に対する性暴力であるという定義には性的、経済的に劣悪な女性の現実が投影されている。しかし、これは明らかに単純な問題ではない。売春あるいは性取引に従事する多くの人々はもはや「女性」のみではないし、多様な女性たちと性的マイノリティ、「男性」たちも存在しているのが現実である。もちろん、彼らの「労働」条件はそれぞれ異なる。ここで女性たちが最も劣悪な環境にさらされている事実が再びその根拠になるが、これは性取引の幅広いスペクトラム(spectrum)の一部分に過ぎない。悪意的な搾取構造に置かれた売春女性たちの人生にのみ言及しつづけるのは売春に従事する様々な女性たちの人生を歪曲させてしまう。言い換えれば、最も劣悪な条件で働いている売春女性たちの問題は、売春という職業ではなく劣悪で搾取的な労働条件であるからだ。

売春女性たちが最も劣悪な環境に置かれているという主張は他の条件で働く売春従事者があり得るといふ事実を意味するし、暴力と搾取構造にさらされていない売春の形態を認めることである。ひいては搾取構造が売春に内在されている風土病ではないという事実を傍証しているのである。ここでもう一度売春に対する定義は問題視されざるをえない。何を売春として捉えるべきなのか。暴力と搾取構造が売春の定義に内在されていると主張する根拠は何なのかを問い直さなければならない⁶。

もちろん、売春はジェンダー関係のみで定義されない。韓国社会が女性のセクシュアリティをいかに理解し、〈売る（金銭の取引）〉セクシュアリティに対する韓国社会の嫌悪感が現在の売春に関わる議論に反映されていないかを問うべきである。

セクシュアリティの位階問題を売春の議論に積極的に介入させるのは、売春に対する従来の定義——女性に対する性暴力——とは違うパラダイムを提示することである。売春が女性に対する性暴力であるという定義では多様な形態の性取引が説明できない。韓国社会のセクシュアリティに関する議論が共に進められない限り、結果的にジェンダーにおける暴力の形態のみで議論が行われてしまうことを、自発/強制の二分法が如実に見せてくれるのである。

一方、「自発的売春はない」というCATWの主張は売春が女性に対する性暴力であるという定義に基づいており、その定義は様々な売春従事者と彼女たちの人生を定型化すると批判されている。しかし、彼女たちが最も大きな問題としている暴力と搾取構造は無視することのできない現実である。これに対して「強制された売春は処罰し、自発的選択は認めなければならない」というGAATWの主張は、一見合理的な解決策であるかのように見える。自発的選択として認定し、職業として性労働者の権利を保障すれば売春をめぐる搾取形態が緩和されるということなのである。このように強制と自発に対する区別は売春をめぐる起る搾取的な状況と自ら性労働者であると主張する彼女たちが共存する現実のディレンマに対して適切に対応しているように見える。しかし強制的売春と自発的売春をどのように区別するのかについての議論は単純なことではないはずだ⁷。

どんな職業においてもそれが強制的な選択であるのか、自発的選択であるのかを区別しなくてはいいないという要求はない。ただ、特定の職業を選択する労働者がいるだけである。その仕事を選択するには労働者の自発的な選択の以前に、該当する仕事に対する熟練度のみならず年齢、性、人種、学歴など個別労働者の構造化された条件が考慮される。どこからどこまでが強制であり自発であるかを区別しない。労働者たちは自分自身の労働から疎外されたり自分自身の労働力を自ら統制できないと言われるが、現実にはそのような主張が労働者たちを直ちに「奴隷」として受け入れたり、法的処罰/保護を受けなければならないという主張につながるわけではない。

のみならず売春の「客観的」現実が存在するのか。その現実を通して強制と自発が簡単に区別できるのか。誰が判断するのか。暴力の度合、監禁の可否、賃金の配分率、人身買売の可否などで区別できるのか。売春女性が売春を始めた時点から現在までのその女性たちの人生のどの部分を強制された選択であると断言できるのか。このような質問に簡単には答えられないため、強制的であったのか自発的であったのかを判断するのは簡単ではないのである。簡単ではないというより区別できないのだ。強制と自発が区別できないため議論は再び「強制」というパラダイムの巨大な循環輪に入ってしまうのである。

このような疑問を通して強制/自発のパラダイムを超えようとしても、それを超えて到達するところは結局「強制」中心の議論構造である⁸。強制中心の議論構造から抜け出せないようにする無意識の物的土台はまさに売春女性たちが置かれている劣悪な「現実」であり、これが強制/自発という二分法の

買である。

3. 「自発」のパラダイム：実践的有用性のために

「強制」パラダイムから脱する：貧しさを背負った売春

強制的売春と自発的売春を区別しなければならないという主張もやはり売春従事者に対する社会的烙印問題の扱いをさらに難しくしている。ジョ・ドジマ (Jo Doezema) は強制と自発を区別することは性労働者の中に娼婦とマドンナの様々な二分法を再生産することに過ぎないと強調している。例えば、自発的性労働者は西欧人であり、性的サービスを売るかどうかを決定する能力がある人として見なされる。その反面、アジアの性労働者たちは西欧の性労働者と同じ選択ができないし、受動的であり人身買売の対象になった者として区別されるようになるということである。また、自発/強制的二分法が作り出した最も問題のある分離は、自発-犯罪、強制-無罪という言説である。「正常な性規範」に反する女性たちは、常に処罰されなければならないという信念を強め、このような分離がかえって女性の人権を脅すようになるということである。(Doezema 1989, p. 42)

ジョ・ドジマは続けて、自発/強制を区別する言説は単純に「被害者」だけを保護し強制的売春だけを問題にし、処罰し、自発的性労働者たちには社会的烙印を維持させると批判する。とりわけ、貧困問題を強制的売春の根本的原因として捉えるアプローチは貧しい開発途上国の女性たちの選択を尊重しないことであり、職業としての売春に対する認定を拒否することである。「正常な」女性は貧しさのゆえに「強制」されないし、その仕事を選択しないはずであるということが前提にされていると批判している。このようなアプローチは意図しようがするまいが強制と貧困を同じレベルにおいて、「貧しい」女性になり、そうでない女性は処罰の対象になるという矛盾を生む (Doezema 1989, p. 43)。

「強制」パラダイムの威力は「貧しさ」というナラティブを中心に、経済的理由ではない他の目的で売春を選択することは存在し得ないという考えを前提にし、すでに存在する女性たちを非可視化し売春女性の現実を定型化するところにある。売春女性の現実と言われた際に浮かび上がるイメージを想像してほしい。具体的な場面は異なっても憂鬱であったり暗鬱であったり恐れていたたり、常に監視されるイメージを共通して思い浮かべるだろう。このように売春を女性抑圧制度の最も搾取的な形態として捉える視線は、売春を定型化し定型化された方式から売春女性を「保護」しなければならないし、脱売春を可能にすることができるという考えをもたらす。韓国の「性買売防止法」や関連政策は、このような考えや眼差しから生まれたのである。「性買売防止法」は性買売の集結地で働く売春女性を主な対象として扱っているが、当然性買売集結地の現実もそれぞれ異なっている。このような状況では同法と関連政策は強い抵抗にぶつからざるをえないのである。

売春を自発的に選択する女性に対する社会の眼差しも、やはり強制/自発の二分法から自由になれない。それは第一に、その女性たちは相変わらず被害者であり「ピンプ」にそそのかされて売春を選択したといわざるをえなくし、より改善された条件の仕事があれば売春を選択しなかったはずであるという主張がその根拠になる。「より改善された条件」の基準は人によって異なるかもしれないが、「より改善された条件」があれば大部分の会社員は現在行っている仕事を「選択」しないはずであることは言うまでもない。「強制された選択」が売春のみに該当される説明になるわけではない。第二に、非倫理的であるという眼差しがそれである。売春を自発的に選択する女性たちは容易くお金を稼ごうとする、無節

制な消費生活を送る人たちであるというものである。お金を容易に稼ごうとする人々の行為すべてが犯罪になるわけではないし、犯罪になる具体的な条件、すなわち被害者がいるというような要件の提示無しに「非倫理的」であるという理由だけで犯罪にならざるをえないとするのは説得力に欠ける。

売春を強制/自発の二分法から脱し、とりわけ「強制」中心のパラダイムから脱し、「自発」中心のパラダイムで説明しようとするのは、強制的売春という定義と強制と自発を区別しようとする試み全部を韓国社会の売春が包括的に説明できないだけでなく、実践的意味では何の解決策も提示できずにいるからである。ここでいうところの「自発」中心のパラダイムを語るのは、自由主義的観念から出発した純粋な意味の選択、同意、自発を意味することではない。議論の中心軸を「自発的选择」に移動しようとするのであるが、ここで「強制された選択」である側面は各々の労働形態、労働条件毎に異なる強度ではあるが、むしろ売春だけではなくあらゆる労働形態の構造的問題になる。

性労働概念：「自発」中心のパラダイム

最近「女性は自発的に売春を選択しているのか」という問いが非生産的であるという議論が支配的である。「女性は多様な代案と情報を持って売春を選択しているのか」、「売春女性は売春行為における状況を統制できるのか」、「売春女性は自発的に買売春をやめることができるのか」という問いに置き換えなければならないというのである。このように問題提起の内容が変われば、売春女性たちが仕事を選択する経路に対する自発性の可否を考察してみることができるといっているのである（ハン・ソラ 未刊行）。しかし、本当に問いの内容は変わったのか。売春女性たちが強制的売春の被害者であることを明らかにするために、強制的売春の内容はどんな基準で提示されるかを考えてみてほしい。多様な代案と情報の可否、状況の統制程度、自発的に売春をやめることができるか否やがすでに強制と自発を判断する主な基準になっており、目新しいことではない。基準それ自体を問題にしなければならない。まるで手術台に上る患者のように、医者がどんなに多くの情報を提供しても選択せざるをえない「状況」がある。まさに、今その状況から売春に関する話をしなければならない。

キャサリン・ベリー（Kathleen Barry）は、彼女の著書である *The Prostitution of Sexuality* で自発性の問題に言及している。「もし女性たちが積極的にポルノグラフィと買売春のセックスを選択したとするなら、私たちはそのセックスが選択されたという理由だけで何の害もないと見なすことができるのか」と問いかける。選択という言葉が性の取引における交換の不平等性を隠蔽し、セックスを人生において経験する豊かさから分離する。これをもっぱら人間の意志の中に位置づけながら有害な経験を同意の問題の中で瓦解させると主張している（Barry 2002, p. 98）。

ベリーは純粋な同意/自発はないということを前提にしながらも、自らが再び純粋さのロジックを動員する誤謬を犯している。売春を選択した者とその選択を支持した者は、どんな種類のセックス（とりわけ売春）を選択したからといってそれが無害であるとは主張しない。そのようなセックスを選択する個人と個人が置かれている構造的条件を問題にしなければならない。自発的に選択したという意味がすなわち人間は常に「無害な」ことだけを選択するわけでもないし、自分が置かれた状況に従って戦略的な判断をすることができるという事実を認めるならば、自発的に選択したことは純粋さを意味することではないことがわかる。いうまでもなく自発的选择という言葉は、性の取引における交換の不平等を隠蔽したりはしない。男性が主に顧客になることや女性が主にセックスを売る立場になること、また多様な性的マイノリティが「売る」役割を担うことになる現実、必ずしも「強制」を動員することで説明

可能なことではない。セックスを人生の多様な経験であると理解することと、セックスを取引のできない「純粋なこと」として理解することとは違う。たくさんの「性買売」廃止主義者たちが同意するベリーのこのような立場は、ややもすると性保守主義として理解されることもある。「自発」的選択を中心にこのような議論を展開することは、セックスに対する多様な考えと売春女性たちのそれぞれ異なった現実、売春に従事する男性と性的マイノリティの現実を説明できるだけではなく、問題になる現実から解決の手がかりを見出してくれるだろう。

「自発」中心の売春言説に転換することは何を意味することなのか。それは売春を性労働として概念化し、一つの職業として認めることである。売春が自発的に選択した労働になると、つまり性買売ではなく性労働になると、売春従事者を、あるいは性労働を中心とするパラダイムに転換することができる。暴力と抑圧、監禁と搾取が問題であるならば、それを緩和できる構造を作ることができる。売春もまた他の職業と類似した方式で考えてみれば意外と簡単に解決策を見つけることができる。もちろん実践し、それを社会的に制度化することは困難さをとめない時間がかかるだろう。どんな労働であっても暴力は犯罪である。売春労働自体が顧客と売春者が1対1で行う行為であり、閉鎖された空間で他人に見えないため、暴力に晒される可能性もある。だからといって、それが犯罪でないことにはならない。したがって、売春従事者と業者と警察がいかなるネットワークを作っても暴力に強力に対応するかを考えることが、売春を不法化することよりも暴力を根絶する上で効果的であるかもしれない。現在は売春が不法であるため、性の取引の過程でおきる暴力と賃金搾取、監禁といった不法な行為さえも売春自体の問題として扱われている。家庭内暴力が暴力の問題として扱われず夫婦間で合意がなされれば簡単に済んでしまうように、売春においても暴力を売春行為と分離して考えず、まるで暴力と売春が同等であるかのように扱ってしまっている。

売春を合法的労働として認めるからといって売春に対する社会的烙印は簡単に解決しない。売春に対する社会的烙印は長い歴史を持っている。しかし、それは今後もそうであろうということの意味するものではない、ということ念頭に置く必要がある。社会的烙印の問題は売春をめぐる搾取構造を解決していくなかで、売春従事者たちが互いの存在を確認しながら解決を可能にすることができる。売春従事者たちが自分の仕事を肯定し現在の自分の仕事、売春を通して自分の未来を夢見ることができる社会が可能になるときこそ売春から脱して他の未来を準備することも可能になる。これは売春従事者が置かれている条件はそれぞれ違うが、売春という職業を売春従事者自らが「選択」したこととして認定することから出発しなければならないことを意味する。そのようになるとき、売春従事者とりわけ売春女性の存在は、この社会の構成員の一部として存在することができるであろう。

注

- 1 後に「性買売被害者」に変更された。
- 2 「まだ魔手から抜け出せてない友達にぜひ言っておきたい。一旦、そこから出て新しい人生に挑戦してみろと。簡単なことではない。でも、そこにずっと残り続けている時にどうなるかを考えてみたら答えは一つだ。一日も早くそこから出てくることだ」
- 3 「私たちは胸に傷があまりにもたくさんあります。学べなかったので貧しかったので持った職業であっても熱心に仕事をすればそれに応じる対価が与えられるこの仕事を選択したことに対してたった一度も後悔をしたことがありま

せん」

- 4 この文献に掲載されているジョン・カピ氏の論文を参照せよ。
- 5 CATW-EWL (European Women's Lobby) 合同記者会見の声明書、2005
- 6 これはセクシュアリティが商品化される現実全体を問題であると述べるのではなく特定形態を不法化すること、セクシュアリティが取引され商品化される全面的な現実における特定形態、ここでは売春のみに対して不法化することへの問いかけである。
- 7 自発的売春と強制的売春に対する区分によって明白に宣言されているわけではないが、「同意不在の状況に対する定義」といった基準を提示することがこのような区分の例 (Command Paper, Protecting the Public, 2002) になりえる。①強制されたり強制に対する恐怖に漏出され ②脅迫されたり他人やその人自身に深刻な被害を与えたり傷害を与えるという恐怖に漏出され ③拉致されたり不法に抑留され ④意識不明であったり ⑤身体的障害のため意思疎通ができなかったり ⑥第三者により同意が与えられたとき。このような状況ではない所で性労働者たちに金銭を受け取ることを約束しセックスに同意する権利がないと言うことは彼女たちを「13歳以下の子供、あるいは学習能力が顕著に欠如し深刻な精神疾患に苦しむ成人の範疇に入れてしまう行為」とであると主張できる。①仕事の性格について騙されたか ②彼女あるいは彼女の家族に対する暴力あるいはそのような脅迫を経験したのか ③薬物を投与されたか ④拉致されたり監禁されたか ⑤重要な書類 (パスポートなど) を押収されたか ⑥特定の客や性的行為が拒否できない状況であったか。
- 8 チョン・ミレ「自発と強制的二分法を越えて——群山の性買売店舗における火災事件を位置付け直す」チョン・ヒジン編+韓国女性ホットライン連合企画『性暴力を書き直す——客観性、女性運動、人権』(ハンウルアカデミ、2003)を参照

参考文献

- イ・ナヨン「性買売：フェミニズム性政治学のための時論 성매매：여성주의 성정치학을위한 시론」『韓国女性学』21.1 (2005)
- Kathleen, Barry. *The Prostitution of Sexuality*. New York : New York University Press, 1999. (キャサリン・ベリー『섹슈얼리티의 매춘화』정금나・김은정 옮김, 삼인, 2002年)
- チョン・ミレ「자발과 강제의 이분법을 넘어서——군산성매매업소 화재 사건을 다시위치시키기」『自発と強制的二分法を越えて——群山の性買売店舗における火災事件を位置付け直す 성폭력을 다시 쓴다——객관성, 여성운동, 인권』チョン・ヒジン編+韓国女性のホットライン連合企画『性暴力を書き直す——客観性、女性運動、人権』ハンウルアカデミ、2003年。
- ハン・ソラ (未刊行)「女性学の講義において買売春の問題はいかに扱うべきであろうか? 여성학 강의에서 매매춘 문제를 어떻게 다룰 것인가?」
- イルダー「性買売女性を処罰しないでくれ 성매매여성을 처벌하지 말라」(9월20일기사) (2006年9月20日)
- Doesema, Jo. "Forced to Choose: Beyond the Voluntary v. Forced Prostitution Dichotomy." In Kamala Kempadoo and Jo Doesema eds. *Global Sex Workers: Rights, Resistance, and Redefinition*. New York and London: Routledge, 1998
- Farley, Melissa. "Bad for the Body, Bad for the Heart: Prostitution Harms Women Even if Legalized or Decriminalized." *Violence Against Women*. Vol.10 (2004).
- Raymond, J. Public Hearing on "The Impact of the Sex Industry in the E.U." *Committee on Women's Rights and Equal Opportunities*. European Parliament. 19th of January (2004).
- Weitzer, Ronald. "Flawed Theory and Method in Studies of Prostitution." *Violence Against Women*. Vol.11.7 (2005).